

役員等報酬規程

社会福祉法人 高田福祉事業協会

(目 的)

第1条 この役員等報酬規程（以下「規程」という。）は、社会福祉法人 高田福祉事業協会（以下「法人」という。）の役員等の報酬について定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員及び苦情対応第三者委員をいう。

2 報酬は理事会、評議員会等（以下「役員会等」という。）における職務執行の対価として支払うものとする。

(役員会等の出席報酬)

第3条 役員等が役員会等に出席したときは、別表1による報酬を支払うものとする。

(法人業務及び施設関連業務に対する報酬)

第4条 監事が、役員会等以外の日において、法人及び施設に対する県又は市の指導監査への立会い及び法人施設の運営状況の指導又は監査の業務に当たったときは、別表1により報酬を支払うものとする。

2 苦情対応第三者委員（以下「第三者委員」という。）が、役員会等以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務に当たったときは、別表1により報酬を支払うものとする。

3 前各号のほか、役員等が法人業務及び施設関連業務に当たったときは、別表1により報酬を支払うものとする。

(兼務役員)

第5条 施設の職員として給与を受ける役員等は、この規程を適用しない。

2 第三者委員が役員等を兼務するときは、従事した業務の内容により選択して報酬を支給するものとし、重複して支給することはしない。

3 会長が施設の運営等に対して指示・助言等の業務を行うときは、「給与に関する規程」に準じた報酬を支払うものとする。

(役員等の職務証跡)

第6条 役員等は、法人職務証跡として、別紙様式による職務証跡書の作成に協力するものとする。

(改 正)

第7条 この規程の改正は、理事会・評議員会の議決を経なければならない。

附則 この規程は、平成24年4月1日から適用する。
この規程は、平成27年1月1日から改正する。
この規定は、平成29年7月1日から施行する。

別表1

名 称	報 酬	備 考
役員会等出席	一日当たり 10,000円	報酬額より、源泉所得税を 控除した額を現金支給する。
法人業務		
施設関連業務		